

○定率減税が廃止されました

定率減税（所得割額の7.5%、上限2万円控除）が廃止されました。

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）

住民税：平成18年6月分から
所得割額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止

住民税：平成19年6月分から廃止

モデル
ケース

夫婦 + 子ども2人・給与収入700万円(年額)



	平成18年(度)	平成19年(度)
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	26,300円	
合計	418,000円	459,000円

子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

○老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置

65歳以上で合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置は平成18年度より廃止されましたが、平成17年1月1日において65歳に達していた方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）の税額は下表のような経過措置があります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割(町)	1,000円	2,000円	全額課税(3,000円)
均等割(県)	600円	900円	全額課税(1,000円)
所得割	定率減税後 の税額を2/3減額	1/3減額	全額課税

*上記「均等割(県)」には森林環境保全税300円を含みます。(平成19年度まで)

モデル
ケース

70歳独身・年金収入200万円(年額)



	平成18年(度)	平成19年(度)	平成20年(度)
住民税	19,900円	住民税 37,300円	住民税 37,300円
・定率減税	1,500円	・住民税 $\times \frac{1}{3}$ 12,434円	
・(住民税 - 定率減税) $\times \frac{2}{3}$	12,267円		
所得税	34,800円	所得税 17,400円	所得税 17,400円
・定率減税	3,480円		
合計	37,453円	合計 42,266円	合計 54,700円
(税額)	37,400円)	(税額 42,200円)	(税額 54,700円)

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

*各モデルケースの住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

お問い合わせ先

財務課課税係

☎73-1413